

広島県告示第七百四十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
株式会社テイー アールコーポレ ーション 代表者 佐々木 幸夫						
広島市中区上八 丁堀七番二〇号				平成二十八年一月 一四日（木） 午前一〇時から 午前一一時三〇 分	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下入札室	法第六十五条第 二項第二号の規 定に該当する。